

4月1日から始まります



# こども誰でも通園制度

現在保育所などに通っていない子どもが、保護者の就労の有無にかかわらず、地域の保育所などを利用することができる「こども誰でも通園制度」が始まります。

子どもたちの健やかな育ちを応援するための新たな制度です。

※利用には事前申請が必要です。認定後、4月から利用できます。

※詳しくは2月中旬以降に、市ウェブサイトでお知らせします。



▲市ウェブサイト

## こんなときに使えます

- ✿ 年齢の近い子どもと触れ合う機会を作りたい
- ✿ 保育士に、子育てに関する悩みや不安を相談したい  
※慣れるまで、親子で通園することもできます。
- ✿ ちょっと息抜きする時間がほしい



### 対象 次の全てに該当する児童

- 市に住所を有する
- 利用日時点で6カ月～満3歳未満(3歳の誕生日の2日前まで)
- 保育所など(\*)に通っていない  
\*認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設をいいます。

### 実施施設 幼稚園、認可外保育施設のうち数園

※園ごとに、受入年齢や実施時間などが異なります。  
※市外の実施施設を利用することもできます。詳しくは各自治体のウェブサイトなどで確認してください。

### 利用時間 1月当たり10時間以内

### 利用料金 1時間当たり標準300円

※施設によっては、給食やおやつなど、別途負担が必要な場合があります。

## 利用手続きの流れ



こども誰でも通園制度  
総合支援システム

※春日市の申請受け付けは  
3月以降となります。



1

こども家庭庁が提供する「こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「システム」）から、オンライン利用申請をする。

2

市が世帯情報や課税情報を確認し、利用の認定をする。認定されると、申請時に登録したメールアドレスに、アカウント発行のお知らせメールが届く。※申請から2週間程度かかります。

3

発行されたアカウントで、システム上の子どもの情報（アレルギー情報など）を更新する。

4

システム上で利用希望園との面談日時を予約する。

5

面談当日、子どもと一緒に園に行く。子どもの様子を伝えるとともに、園から利用に当たっての説明を受ける。

6

面談後、利用日時を予約する。  
※利用は4月1日以降です。

7

園が予約内容を確認し、受入可能であれば予約が承諾される。

8

利用当日、システム上で登園および降園時刻を記録する。園へ利用料金を支払う。

## 一時預かり事業（ID1001534）

保護者のパート就労や疾病、出産、育児からのリフレッシュの際に、一時的に子どもを保育所で保育する制度です。この事業も引き続き利用できます。また、こども誰でも通園制度と併用することも可能です。



▲一時預かり事業

問い合わせ先 こども未来課保育担当 ☎(981)0119 ☎(584)1115 ID1016806